

<h1>高知県公報</h1>	発 行
	高 知 県
	高 知 市 丸 ノ 内
	一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日
	毎 週 2 回
	(火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	3
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	3
◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	3
◎高知県税条例の一部を改正する条例	3
◎過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	4
◎高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例	4
◎高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	5
◎高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例	5
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	5

公布された条例のあらまし

◆高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

- 1 条例改正の目的  
地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正等に伴い、同法等の引用規定の整理をすることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

- 1 条例改正の目的  
保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）が施行され、同法が公布されたときに現に特定保険業を行っていた特例民法法人について、旧主務官庁の認可を受けて引き続き特定保険業を行うことができることとなったことに伴い、当該認可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

- 1 条例改正の目的  
国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第134号）が一部改正されたことを考慮し、昭和48年5月17日前に退職手当の支給を受けて特定指定法人の職員となり、引き続き当該特定指定法人の職員として在職した後引き続いて再び職員となった者等が退職した場合におけるその者に対する退職手当の額の計算に用いる利率のうち平成22年4月1日以後に係るものを改めることとした。
- 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

- 1 条例改正の目的  
地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い個人の県民税、不動産取得税及び軽油引取税について必要な改正をするとともに、県民税の法人税割の税率の特例措置について適用期限の延長をすることとした。
- 2 主要な内容
  - (1) 個人の県民税  
住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができることとする。 (付則第9条の2の2)
  - (2) 法人の県民税  
法人税割の税率の特例措置の適用期限を平成29年8月31日まで延長すること。 (付則第11条)
  - (3) 不動産取得税  
ア 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合において、当該取得が平成33年3月31日までに行われたと

きに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（付則第21条第1項）

イ 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合において、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（付則第21条第2項）

(4) 軽油引取税

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置は、その適用を停止すること。（付則第22条の7）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の(1)は平成24年1月1日から、2の(2)は同年9月1日から施行することとした。

◆過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成23年総務省令第25号）の施行により過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成23年4月1日から適用することとした。

◆高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的

東日本大震災の被災に伴い県立幡多看護専門学校、県立高等技術学校、県立農業大学校、県立中学校又は県立高等学校に入学し、又は転入学する者について、入学手数料及び入学料又は入校手数料及び入校料を徴収しないこととした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県立学校授業料等徴収条例の規定は、平成23年4月1日から適用することとした。

◆高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年法律第64号）が施行されたことを考慮し、平成25年3月31日までの間に震災特例旅券の発給の申請をする者及び有効期間の満了に伴い再度の震災特例旅券の発給の申請をする者からは発給に係る手数料を徴収しないこととした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成23年6月8日から適用することとした。

◆高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金が新たに交付されることに伴い、基金の設置目的として東日本大震災の被災により経済的理由で就園又は就学が困難な幼児、児童又は生徒の教育機会を確保することを加える等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

新たに設置する高知県立武道館の試合場及び練習場の冷暖房設備の利用料金の基準額を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

条 例

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第22号

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号。次条において「特例法」という。）附則第2条第1項」を削る。

第2条中「並びに第271条第2項並びに特例法附則第2条第1項」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第23号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。目次中「第3条」を「第2条の2」に改める。

第2章中第3条の前に次の1条を加える。

（保険業法等の一部を改正する法律に係る事務の手数料）

第2条の2 県は、保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査に係る事務につき、15万円の特定保険業認可申請手数料を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第24号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

付則別表中

平成21年4月1日以後	年3.2パーセント
-------------	-----------

を「

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	年3.2パーセント
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	年1.8パーセント
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント
平成32年4月1日以後	年4.1パーセント

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第25号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。付則第9条の2の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

第9条の2の2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第9条及び前条の規定の適用については、付

則第9条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、前条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

付則第11条中「平成24年8月31日」を「平成29年8月31日」に改める。

付則第21条を次のように改める。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

**第21条** 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者その他の政令附則第31条第1項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この条において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の政令附則第31条第2項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

付則第22条の6の次に次の1条を加える。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

**第22条の7** 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、付則第9条の2の次に1条を加える改正規定は平成24年1月1日から、付則第11条の改正規定は同年9月1日から施行する。

2 この条例による改正後の高知県税条例（次項において「新条例」という。）付則第21条の規定は、平成23年4月27日から適用する。

（経過措置）

3 新条例付則第21条の規定は、平成23年4月27日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第26号

##### 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

（過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

**第1条** 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（昭和45年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

**第2条** 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び第2条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県条例第27号

##### 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第1条** 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和41年高知県条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（東日本大震災に伴う特例措置）

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学金を県に納付することを要しない。

（高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第2条** 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（昭和44年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

（東日本大震災に伴う特例措置）

4 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う

原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生の日において特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第3条** 高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例(昭和58年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に伴う特例措置)

- 5 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生の日において特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)に住所又は居所を有していた被災者は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、第5条に規定する入校手数料及び第6条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

**第4条** 高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生の日において特定被災区域(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。)に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学科を県に納付することを要しない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、第4条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例の規定は、平成23年4月1日から適用する。



高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第28号**

**高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例**

高知県旅券法関係手数料徴収条例(平成12年高知県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条中「収入証紙」を「高知県収入証紙」に、「はって」を「貼って」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(東日本大震災に伴う特例措置)

- 2 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成23年法律第64号)第2条第3項に規定する震災特例旅券の発給の申請をする者は、第2条の規定にかかわらず、同条第1号に掲げる額の手数料を県に納付することを要しない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県旅券法関係手数料徴収条例の規定は、平成23年6月8日から適用する。



高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第29号**

**高知県高校生修学支援基金条例の一部を改正する条例**

高知県高校生修学支援基金条例(平成21年高知県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高校生の」を「高校生の教育機会を確保するとともに、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の被災により経済的理由で就園又は就学が困難な幼児、児童又は生徒(以下この条において「被災児童生徒等」という。)及び被災児童生徒等の保護者等に対して支援、援助等を行うことにより、被災児童生徒等の」に改める。

第3条中「とそれ以外の部分とを」を「及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により造成した部分(当該部分の運用から生ずる収益を含む。)並びにこれら以外の部分をそれぞれ」に改める。

附則第2項中「部分」を「部分に係るもの及び同条の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により造成した部分」に、「計上して、」を「計上して、当該高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により造成した部分に係るものと当該被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金により造成した部分に係るものとのそれぞれを」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県高校生修学支援基金条例第1条の目的を達成するため行う事業については、この条例の施行前に行われたものであっても、当該事業に要する経費に充てるため、高知県高校生修学支援基金を処分することができる。



高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第30号**

**高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中

設備	拡声装置	400	400	220	220	1,080	110
	試合場照明	半	1時間につき				220

		面	
		全面	1時間につき 520

を「

設備	拡声装置		400	400	220	220	1,080	110
	試合場照明		半面	1時間につき				220
				全面	1時間につき			
冷暖房設備	試合場	冷房	1時間につき				2,740	
		暖房	1時間につき				3,830	
	練習場	冷房	1時間につき				400	
		暖房	1時間につき				350	

に改める。

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。